

ISI ランゲージスクール大阪校

(評価時：東京言語教育学院)

令和 5 年度自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月

ISI ランゲージスクール大阪校（評価時：東京言語教育学院）の

自己点検・評価について

日本語教育機関のための自己点検・評価を年一回以上実施・公表することが法務省出入国在留管理庁「日本語教育機関に関する告示基準」（平成 28 年 7 月 22 日策定、令和 6 年 4 月 26 日一部改定一部改定）第 1 条第 1 項第 18 号（「点検・評価」）により義務付けられています。本学は教育の質と水準の更なる向上のため、これより前から自主的に自己点検・評価を実施、ホームページ上でその結果を公開しております。

なお、本学の自己点検・評価は、日振協の自己点検・評価フォーマット（平成 29 年 5 月 29 日一般財団法人日本語教育振興協会第三者評価委員会決定（改訂版））に基づいており、校長（学院長）の統括の下、教務部門の責任者（教務主任）、事務部門の責任者（事務主任）が各部門の教職員の協力を得ながら実施し、設置代表者（代表）の承認を経て結果を公表しています。

ISI ランゲージスクール大阪校（評価時：東京言語教育学院） 自己点検・評価チェックリスト

評価方法

- ・A：「達成されている」あるいは「適合している」項目。
- ・B：「一部未達成」であるが、1年を目途に達成あるいは適合が確実な項目。
- ・C：「未達成」あるいは「適合していない」項目。

点検・評価項目		確認・評価
1. 理念・教育目標		
1.1	〈理念・ミッション〉 理念 「中国の若者を日本の一流大学・大学院に進学しうる能力とマインドを持つ高度専門外国人財、グローバル人財として育成・輩出し、以て日本経済活性化と国際社会の平和と繁栄に貢献する。」 ミッション 「進学のための日本語学校」として、日本の大学又は大学院を志望する中国人留学生の進学指導に特化し、また、日本語教育の一環として、日本社会・文化の徹底的な理解と異文化対応能力を育む知識・技能の習熟を目指す国際理解教育に注力することにより、能力の高いグローバル人材の育成に努め、日本と国際社会の発展に貢献していく。」	-
1.2	〈教育目標〉 「中国と進学に特化した日本語教育を通じて日本の大学・大学院に進学するに相応しい日本語能力を有するグローバル人財の育成を目指す。」	-
1.3	〈育成する人材像〉 日本の大学・大学院に進学し、将来、日本の経済社会の活性化に資する高度外国人材としての役割を担い、また、世界各国との国際交流の懸け橋になりうる高い能力を有するグローバル人材	-
1.4	理念、教育目標が社会の要請に合致していることを確認している。	A
1.5	理念、教育目標及び育成する人材像が、教職員及び学生に周知されている。	A
<p>本学の理念 やミッション、教育目標、育成人材像については、これを全ての教職員及び在校生が理解・共有するようホームページ等で明示、適宜説明しており、全学一丸となって日本の大学・大学院進学という目標を追求する態勢が確立されている。本学の設置者は 2022 年 9 月、ISI グローバル株式会社と資本業務提携を行い、令和 6 年 4 月からは「ISI ランゲージスクール大阪」と校名を変更し大阪へ校舎を移転予定のため、これに従い令和 5 年度より理念、ミッション、教育目標を変更したが、新たな理念等についても全教職員に周知している。令和 5 年度も課程修了生のほとんどが所期の目的を達成し、大阪大学、早稲田大学を含む難関大学への進学を果たした。また、ほぼ全員が日本語教育の参照枠（CEFR）A2 相当レベル以上の日本語能力試験に合格した。かかる本学の実績は国際社会に貢献するグローバル人財の育成及び日本経済の活性化に資する高度外国人材としての役割を担い、人材の確保に大いに貢献していることの証左であると評価する。</p>		

2. 学校運営		
2.1	日本語教育機関の告示基準に適合している。	{✓}
2.2	短期及び中長期の運営方針と経営目標が明確化され、教職員に周知されている。	A
2.3	管理運営の諸規定が整備され、規定に基づいた運営が行われている。	A
2.4	意志決定が組織的に行われ、かつ、効率的に機能している。	A
2.5	予算編成が適切に行われ、執行ルールが明確である。	A
2.6	外部からの情報収集が効率的に行われ、かつ、共有化する仕組みがある。	A
2.7	学生、入学志願者及び経費支弁者に対して、理解できる言語で情報提供を行っている。	A
2.8	授業や運営に関する学生からの相談、苦情等の担当者が特定され、適切に対処している。	A
2.9	業務の見直し及び効率的な運営の検討が定期的、かつ、組織的に行われている。	A
<p>日本語教育機関の告示基準は、適正校である旨の通知を3年間連続して受けている機関については「法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書」の提出が2023年度まで免除されるとしているが（2024年度は提出済）、2022年11月に適正校認定を受け、23年連続で適正校に認定されている本学はこれに当たる。その一方で、2017年度以来毎年自己点検・評価を自主的に実施し報告書をホームページで公開している。また、ISIグローバル株式会社と資本業務提携したことで、予算編成やその執行に関しては、より明確な規定に基づいた運用が実現、ISI中国現地事務所と連携により、入学志願者や在校生の相談・苦情等による情報を即座に共有することで、学生、入学志願者及び経費支弁者に対し、より迅速な対応を行うことができた。また、入学志願者や在校生にSNS、ホームページ上で積極的に情報提供、情報公開することに留意しつつ、より効率的な学校運営、業務の改善に全学を挙げて不断に取り組んでいる。</p>		
3. 教育活動の計画		
3.1	理念・教育目標に合致したコース設定をしている。	A
3.2	教育目標達成に向けたカリキュラムを体系的に編成している。	A
3.3	国内、又は国際的に認知されている熟達度の枠組みを参考にしてレベル設定をしている。	A
3.4	教育目標に合致した教材を選定している。	A
3.5	補助教材、生教材を使用する場合は出典を明らかにするとともに、著作権法に留意している。	A
3.6	教育内容及び教育方法について教員間で共通理解が得られている。	A
3.7	教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。	A
<p>大学、大学院、専門学校への進学を目的としたコース設定、カリキュラム編成、シラバス、月次授業計画、教材選定等、適切な教育活動計画を策定、学生に周知徹底しており、効果的な日本語教育の実現のために不断の努力を継続している。また、本学は担任制ながら、担任と他教員2名でクラスを分担する制度をとっており、その際、日本語指導歴のバランスが取れた教員配置を行うことにより、授業また進路指導において責任あるクラス運営を実現し、カリキュラムやシラバスの学習目標の達成に尽力した。前述の通り、卒業対象生ほぼ全員が日本語教育の参照枠（CEFR）A2相当レベル以上の日本語能力試験に合格したことも、教育目標達成に向けた教育活動が計画通り遂行できたことの証左であると評価する。</p>		

4. 教育活動の実施		
4.1	授業開始までに学生の日本語能力を試験等により判定し、適切なクラス編成を行っている。	A
4.2	教員に対して、担当するクラスの学生の学習目的、編成試験の結果、学習歴その他指導に必要な情報を伝達している。	A
4.3	開示されたシラバスによって授業を行っている。	A
4.4	授業記録簿及び出席簿を備え、正確に記録している。	A
4.5	理解度・到達度の確認を実施期間中に適切に行っている。	A
4.6	学生の自己評価を把握している。	A
4.7	個別学習指導等の学習支援担当者が特定され、適切な指導・支援を行っている。	A
4.8	特定の支援を必要とする学習者に対して、その分野の専門家の助言を受けている。	A
<p>本学は厳格な能力別クラス編成による効果的な進学指導を特色としており、クラス編成テスト、出席率を含む在籍管理情報等、個々の学生の日本語能力レベルや学習態度に基づき適切にクラスを編成しており、学生もクラス編成の結果に十分納得している。授業計画、全在校生の各種試験結果、成績、学習歴、出席状況等指導に必要な情報は学内サーバで全ての担任教員が共有できる体制が確立されている。年に2回行われる授業評価アンケートの項目内にも、授業の理解度、自己学習時間等の自己評価項目を設けており、これらの情報に基づき担任教師は個別面談を累次行い、学生の理解度、自己評価を把握し記録・管理している。また、母国を離れて生活する中で精神的に不安定になりがちな学生の心のケアには特に留意し、問題があると思われる学生には、ISI に配属されている学校保健師と連携しながら、保健師面談を行うなど適宜個別に対応し、要すれば専門医療機関の受診等を支援する等、学生の心身の健康確保のために最善を尽くしている。</p>		
5. 成績判定と授業評価		
5.1	判定基準及び判定方法が明確に定められ、適切に行われている。また判定基準と方法を開示している。	A
5.2	成績判定結果を的確に学生に伝えている。	A
5.3	判定基準及び判定方法の妥当性を定期的に検証している。	A
5.4	授業評価を定期的実施している。	A
5.5	評価態勢、評価方法及び評価基準が適切である。	A
5.6	学生による授業評価を定期的実施している。	A
5.7	授業評価の結果が教育内容や方法の改善、教員の教育能力向上等の取組みに反映されている。	A
<p>授業において学生が到達した学習成果・結果を適切な基準と方法によって測定し、その結果を学生にフィードバックすることは、教員の最も重要な職責であるとの観点から、本学は入学時に成績評価方法・基準を母国語で学生に開示、担任教員による個別の学生面談が累次行われ記録・管理されている。また、学院長ならびに教務責任者が、非常勤講師含む全教員の授業見学を実施。また、前述した授業評価アンケートでは学生が全講師の授業評価を行い、全教員との個別フィードバック面談にて、アンケート結果分析結果を開示し、要すれば改善等を提案する等、学校全体の教授力向上に努めている。</p>		

6. 教育活動を担う教職員		
6.1	校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権限を明確に定めている。	A
6.2	教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質を明示している。	A
6.3	教員及び職員の採用方法及び雇用条件を明文化している。	A
6.4	教員及び職員の研修等により教育の質及び支援力強化のための取組みをしている。	A
6.5	教育機関としての信頼を高めるため、倫理観、振る舞い、ハラスメント防止等に関する研修を行っている。	A
6.6	教員及び職員の評価を適切に行っている。	A
<p>本学は学院長以下全教職員が明確な責任意識や能力向上のモチベーションを以て職務を遂行する中で、一丸となって学校の理念・目標を追求する態勢を整備、ISI グループ日本語教育機関内で行われるレベル別教員向け研修に積極的に参加し、教育の質向上に向け取り組んでいる。また採用規定、ハラスメント防止規定など、各種規程を整備し、今年度も適法・適切に学校運営がなされている。</p>		
7. 教育成果		
7.1	入学から修了・卒業までの学習成績を記録、保管し、適正に管理している。	A
7.2	修了・卒業の判定を適切に行っている。	A
7.3	日本留学試験、日本語能力試験等の外部試験の結果を把握している。	A
7.4	卒業または修了後の進路を把握している。	A
7.5	卒業生及び修了生の状況を把握するための取組みを行い、進学先、就職先等での状況や社会的評価を把握している。	A
<p>本学は、入学から修了までの日本語の学習成績、EJU や JLPT 等日本語教育の参照枠 (CEFR) A2 相当以上の日本語能力外部試験の成績、TOEFL や TOEIC 等英語能力外部試験の成績、入学・進級時のクラス編成試験の結果、大学・大学院受験の結果を含む進路情報等、学生の日本語指導や進学指導、入管報告に必要な情報を全てデータベース化し、個人情報として適正に保管している。修了判定はかかる詳細なデータと出席率を含む在籍管理情報に基づき、学内検討会議を経て適切に行っている。また、卒業生の在学中の在籍管理情報や学習成績の記録等の個人情報は卒業後も一定期間然るべく保管し、本邦に在留する卒業生について法務省告示認定日本語教育機関として責任ある対応ができるようにしている。なお、2024 年度の課程修了生 (中途退学者含む) については東京入管に対し進学者、就職者、日本語教育の参照枠 A2 相当レベル以上の日本語能力試験合格者の数を報告・公表するが、入管基準該当率が今年度も 100% となったことは本学の質の高い日本語教育の成果の表れである。</p>		

8. 学生支援		
8.1	学生支援計画を策定し、支援態勢を整備している。	A
8.2	生活指導責任者が特定され、その職務内容及び責任と権限を明確に定めている。担当者が複数名の場合は、責任者が特定され、それぞれの責任と権限を明確化している。また、これらの者を学生及び教職員に周知している。	A
8.3	日本社会を理解し、適応するための取組みを行っている。	A
8.4	留学生活に関するオリエンテーションを入学直後に実施し、また、在籍者全員を対象に定期的に実施している。	A
8.5	住居支援を行っている。	A
8.6	アルバイトに関する指導及び支援を行っている。	A
8.7	健康、衛生面について指導する態勢を整えている。	A
8.8	対象となる学生全員が国民健康保険に加入し、併せて留学生保険に加入している。	A
8.9	重篤な疾病や傷害のあった場合の対応、及び感染症発生時の措置を定めている。	A
8.10	交通事故等の相談態勢を整備している。	A
8.11	危機管理体制を整備している。	A
8.12	火災、地震、台風等の災害発生時の避難方法、避難経路、避難場所等を定め、避難訓練を定期的に実施している。	A
8.13	気象警報発令時の措置を定め、教職員及び学生に周知している。	A
<p>全学生が一堂に会しての入学時オリエンテーションを実施し、日本における留学生活に係る各種情報・留意事項を纏めた文書を全学生に配布・母国語である中国語で丁寧に説明した。SNSやホームページも積極的に活用し、学生の母語・文化に精通した生活指導責任者を含む事務職員が常時相談を受け緊急対応を行う等、本学の学生支援体制は万全である。学生の日本社会の理解・適応能力の向上のために例年季節の行事や、進学に向けた大学見学会、地域貢献ボランティア活動等を実施し、総じて学生は日本社会に適応している。また、新入生に対しては全員、防災に対する意識向上を目的とした本所防災館見学を実施している。避難経路を各教室内に掲示し学生・教職員に周知、定期的に外部防災業者が校内の防災設備の点検・確認を行っている。</p>		
9. 進路に関する支援		
9.1	進路指導担当者を特定している。	A
9.2	学生の希望する進路を把握している。	A
9.3	進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学生が閲覧できる状態にある。	A
9.4	入学時からの一貫した進路指導を行っている。	A
<p>「進学のための日本語学校」としての進路指導を「進学指導」と位置付け、全ての専任教員が進学指導を担当、各担任教員が面談等により担当学生の進路希望を把握・記録し、学生の希望を最大限に叶えるための志望校・受験校の選定や出願を支援、面接等受験対策を指導している。今年度も修了生のほとんどが所期の目的を果たして日本の高等教育機関に進学することができた。なお、本学は合否に拘わらず学生が出願・受験した学校の情報を記録、データベース化して随時情報共有を行い、進学指導能力の向上に資する資料を活用することができる体制の強化に引き続き努めている。</p>		

10. 入国・在留に関する指導及び支援		
10.1	入管事務担当者を特定し、その職務内容及び責任と権限を明確に定めている。	A
10.2	担当者は、研修受講等により最新かつ適切な情報取得を継続的に行っている。	A
10.3	入国管理局により認められた申請等取次者を配置している。	A
10.4	入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っている。	A
10.5	在留に関する学生の最新情報を正確に把握している。	A
10.6	在留上、問題のある学生への個別指導を行っている。	A
10.7	不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組みを継続的に行っている。	A
10.8	過去3年間、不法残留者、資格外活動違反者及び犯罪関与者を発生させていない。	B
<p>入国・在留に関する指導・支援について、本学は東京入国管理局より取次申請校に認定されており、定員480名の留学生に対応するに十分な数の有資格職員が留学に必要な手続を行い、入国後の在籍管理を厳格に行っている。在留資格認定申請手続や入国手続を含む入管政策についても速やかに学内で情報共有して対応している。本学は過去23年間にわたり、東京出入国在留管理局より「在籍管理が適正に行われていると認められる教育機関」（適正校）に認定され、在留資格認定証明書交付申請時の提出書類が軽減されている。</p>		
11. 教育環境		
11.1	教室内は、十分な照度があり、換気がなされているとともに、語学教育を行うのに必要な遮音性が確保されている。	A
11.2	授業時間外に自習できる部屋を確保している。	A
11.3	教育内容及び学生数に応じた図書やメディアが整備され、常時利用可能である。	A
11.4	視聴覚教材やITを利用した授業が可能な設備や教育用機器を整備している。	A
11.5	教員及び職員の執務に必要なスペースを確保している。	A
11.6	同時に授業を受ける学生数に応じた数のトイレを設置している。	A
11.7	法令上必要な設備等を備えている。	A
11.8	廊下、階段等は、緊急時に危険のない形状である。	A
11.9	バリアフリー対策を施している。	A
<p>本学が自己所有する3つの校舎・校地は、法務省告示基準及びJIS照度基準、学校環境衛生基準（文部科学省告示第60号）、消防法、建築基準法施行令等の関連基準に全て適合しているだけでなく、本館は駅から徒歩約1分、その他の館へも徒歩数分で行くことのできる便利で治安の良い立地にある。また、日本の伝統文化に触れる機会も多い東京の下町情緒豊かな地区にあることから、外国人学生にとっては非常に望ましい学習環境である。バリアフリー対策については、2号館が車椅子利用者向けに段差の解消、車椅子対応エレベータ、スペースの広いトイレの設置等により完全なバリアフリーとなっている他、本館、2号館、3号館の全ての階段に手すりを設置している。</p>		

12. 入学者の募集と選考		
12.1	理念・教育目標に沿った学生の受入方針を定め、年間募集計画を策定している。	A
12.2	機関に所属する職員が入学志願者に対して情報提供や入学相談を行っている。	A
12.3	教育内容、教育成果を含む最新、かつ、正確な学校情報、求める学生像、及び応募資格と条件が入学希望者の理解できる言語で開示されている。	A
12.4	海外の募集代理人（エージェント等）に最新、かつ、正確な情報提供を行うとともに、その募集活動が適切に行われていることを把握している。	A
12.5	入学選考基準及び方法が明確化され、適切な体制で入学選考を行っている。	A
12.6	学生情報を正確に把握し、提出された根拠資料等により確認を行っている。不法残留者を多く発生させている国からの志願者については、学校関係者（職員等）が面接などの調査を行うよう努めている。	A
12.7	入学志願者の学習能力、勉強意欲、日本語能力等を確認するとともに、受け入れるコースの教育内容が志願者の学習ニーズと合致することを確認している。	A
12.8	入学検定料、入学金、授業料、その他納付金の金額及び納付時期、並びに学費以外に入学後必要になる費用が明示されている。	A
12.9	関係諸法令に基づいた学費返還規定が定められ、公開されている。	A
<p>本学の理念・目標に合致する日本の大学・大学院への進学志望者だけを入学させるべく、書類選考や面接を通じ、日本の大学・大学院進学に必要な能力、資質、意欲等を精査、選考する体制が確立している。また、入学者募集代理人との取引に関する規程を持ち、その中で入学志願者が志願や入学の前後に募集代理人へ支払った料金の名目・金額について入学学生に確認する旨を明記し、募集・選考情報の多言語による情報公開、詳細な学生情報に基づく選考体制と共に、募集・選考プロセスの公正さと透明性の確保を実現している。前述の通り、令和6年10月以降の学生募集に関しては、ISIの現地事務所と連携し、実務を行っている。</p>		
13. 財務		
13.1	財務状況は、中長期的に安定している。	A
13.2	予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれている。	A
13.3	適正な会計監査が実施されている。	A
<p>今年度も定員充足率は低下したが、かかる事態においても予見しうる経営上の困難や課題についていち早く検討し、業務の効率化・合理化によりこれに適切に対応したことにより、在校生に提供する教育の質の維持・向上への努力を中断することは決してなかった。2022年9月に公表したISIグローバル株式会社との資本業務提携はその一環であり、学校運営、教育活動は安定的に行われている。</p>		
14. 法令遵守		
14.1	法令遵守に関する担当者を特定している。	A
14.2	教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組みを行っている。	A
14.3	個人情報保護のための対策をとっている。	A
14.4	入国管理局、関係官庁、日振協等への届出、報告を遅滞なく行っている。	A
<p>本学では入管関連法や法務省告示基準等の法令の遵守を超えたより広範な概念としてのコンプライアンスの確保を目指し、コンプライアンス規程、個人情報保護方針・規程、文書管理規程、ハラスメント防止規程等を整備して全教職員に開示、全教職員のコンプライアンス意識の醸成、コンプライアンスの確保に努めており、今年度も適法・適切に学校運営がなされている。また、関係法令に基づく関係当局への各種届出、報告の遅滞な</p>		

き提出は、多くの留学生を預かる日本語教育機関におけるコンプライアンスの基本として実行されている。

15. 地域貢献・社会貢献

15.1	日本語教育機関の資源・施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っている。	A
15.2	学生ボランティア活動への支援を行っている。	A
15.3	公開講座等を実施している。	B

コロナ禍で中断していた地域社会貢献のための学生ボランティア活動の実施支援が今年度から復活し、有志の学生たちが学校最寄り駅である JR 総武線・平井駅前の花壇の管理を行った。かねてより課題となっていた日本語学校としての資源を活用した公開講座についても、残念ながら昨年に引き続き開催が見送られた。

以上